

瀬戸市農業委員会定例会議事録

- 1 開催日時 令和7年9月24日(水) 午後2時から午後3時
2 開催場所 瀬戸市役所大会議室
3 出席委員

農業委員

1番	伊藤 憲昭	
2番	井上 俊英	
3番	小澤 早由里	
4番	加藤 卓夫	欠
5番	作石 正太郎	
6番	高島 八十三	
7番	武田 晴光	欠
8番	長江 和春	
9番	中村 征実	
10番	藤井 義廣	欠
11番	矢野 洋三	
12番	横道 厚子	

農地利用最適化推進委員

1番	磯村 幸成
2番	江尻 雅之
3番	大澤 憲男
4番	加藤 晴次
5番	藤田 茂夫
6番	前田 晴美
7番	松原 清
8番	山田 泰司

(出席 17 欠席 3)

4 議事日程

議題

第41号議案	農地法第5条の規定による許可申請について	1 件
第44号議案	農地法第3条の規定による許可申請について	1 件
第45号議案	瀬戸市農業振興地域整備計画の変更について	1 件
第46号議案	農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について	1 件

報告事項

報告第29号	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書について	1 件
報告第30号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書について	6 件
報告第31号	生産緑地の斡旋について	2 件

議長

ただ今より瀬戸市農業委員会 9 月定例会を開会いたします。
本日の議題は、配布してあります議案書のとおりでございます。
なお、農業委員の
4 番 加藤 卓夫（かとう たくお）委員、
7 番 武田 晴光（たけだ はるみつ）委員、
10 番 藤井 義廣（ふじい よしひろ）委員
より、欠席の連絡が入っております。

議長

続きまして、本日の議事録署名委員の指名を行います。慣例により議長が指名することになっておりますが、これにご異議ございませんか。

（異議なしの声、多数あり）

議長

ご異議なしと認めます。よって、本日の議事録署名委員は、
9 番 中村 征実（なかむら まさみ）委員、
11 番 矢野 洋三（やの ようぞう）委員を指名いたします。

（第 4 1 号議案）

議長

続きまして、「第 4 1 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

本件は計画の変更が見込まれたため、先月保留になっていた案件で申請地は、登記地目が「田」、現況地目が「田」の 3 筆で、面積は 227 m²です。転用目的は、廃棄物一時置場及び通路です。

立地基準は、街区に占める宅地面積の割合が 40 %を超えるため、第 3 種農地に該当します。

申請地の周辺の現況は、北が工場、東が農業用水路、南が用悪水路、西が道路です。

排水は、西の道路側に集水桝を設置し、南の用悪水路に向けて排水します。

廃棄物置場には床板を張り、工場で作られる鶏用混合飼料の原材料である油粕や炭酸カルシウムなどの原料が入っていた、紙袋や梱包袋をまとめた、ごみ袋の一時保管場所として使用します。

以上の点から、本申請は、立地基準及び一般基準を満たし、地区担当委員さんからも適当とのご報告をいただいているため、許可相当であると考えます。第４１号議案につきましては以上です。

議長 事務局の説明は終わりました。第４１号議案について、ご質疑はございませんか。

(なし)

議長 特にご質疑もないようでありますので、推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。

(意見なし)

議長 特にご意見もないようでありますので、質疑を終結し、採決を行います。第４１号議案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、第４１号議案は原案のとおり承認することに決しました。

(第４４号議案)

議長 続きまして、「第４４号議案 農地法第３条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議長	それでは、事務局の説明をお願いいたします。
事務局	申請地は、登記地目が「田」、現況地目が「田」の１筆で、面積は 152 ㎡です。今後は水稲として利用予定です。 当該農地は、特に耕作予定がなく管理に苦慮していた渡人と、規模拡大を希望していた受入とで話がまとまり、本申請に至りました。受入は、瀬戸市内において合計約 1, 148 ㎡の農地を耕作しており、通作条件等も問題ありません。担当委員さんからも適当とのご報告をいただいております。以上の点から、農地を取得するための要件を満たし、許可できるものと考えます。第 44 号議案につきましては以上です。
議長	事務局の説明は終わりました。第 44 号議案について、ご質疑はございませんか。 (なし)
議長	特にご質疑もないようですので、推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。 (意見なし)
議長	特にご意見もないようですので、質疑を終結し、採決を行います。第 44 号議案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。 (異議なしの声、多数あり)
議長	ご異議なしと認めます。よって、第 44 号議案は原案のとおり承認することに決しました。

(第45号議案)

議長

続きまして、「第45号議案 瀬戸市農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは、第45号議案について、説明をさせていただきます。

お手元にお配りしております「議案第45号 瀬戸市農業振興地域整備計画の変更について」付図をご覧くださいながら、ご審議をお願いいたします。

(農業振興地域について概要説明)

本件は、瀬戸市長より本農業委員会宛に瀬戸市農業振興地域整備計画の変更に関する協議の申出があったものです。農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定では、「農業振興地域整備計画を定めようとするときは、当該市町村の長は、農業委員会の意見を聴くものとする。」となっております。本整備計画の全体見直しに際し、農業委員会の意見を求められたものとなります。瀬戸市農業振興地域整備計画は、昭和49年度に策定され、前回は令和2年度に全体見直しがされております。

昨年度は、法令に基づく基礎調査が実施されましたが、法の第13条で、「市町村は、農業振興地域整備基本方針の変更若しくは農業振興地域の区域の変更により、また基礎調査の結果により、又は経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたときは、政令で定めるところにより、遅滞なく、農業振興地域整備計画を変更しなければならない」となっております。

前回の見直し後5年が経過しましたが、引き続き本市の農業は、高齢化による担い手の減少や後継者不足等の問題が深刻化しております。

また、土地区画整理事業により中水野駅周辺地域が市街化区域へ編入されたため本市の農業振興を図るうえで、適正な土地利用及び農業生産の目標等を総合的に見直す必要が生じたこと、さらに農業経営基盤強化促進法が改正され、地域での話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画の策定が法定化し、本市においても4地区で地域計画を策定したことなど、農業を取り巻く状況及び環境が変化していることから整備計画を再検討したところ、計画を変更する必要が生じたものです。

ご覧いただいております付図のとおり黄色の塗りつぶし部分が農用地区域で通称「青地」と言われる地域となっており、北丘町の一部オレンジ色で塗りつぶしてある箇所が農業用施設用地となっております。今回の見直しに関しましては、個別案件を除いて、農振農用地区域の編入・除外については、該当がありません。

第４５号議案について説明は以上です。

議長 事務局の説明は終わりました。第４５号議案について、ご質疑はございませんか。

矢野委員 農業振興地域整備計画内に記載されている降水量が変更前に比べて減っていますが、何のデータから引用していますか。

事務局 瀬戸市統計書にある年別気象状況の値を引用しております。

議長 推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。

藤田委員 ニュースで中国人が経営する事業者による、太陽光発電所の開発行為が問題となっているが、瀬戸市で同様のケースは発生していませんか。

事務局 市としての把握はしておりません。

議長 質疑を終結し、採決を行います。第４５号議案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（異議なしの声、多数あり）

議長 ご異議なしと認めます。よって、第４５号議案は原案のとおり承認するこ

とに決しました。

(第46号議案)

議長

続きまして「第46号議案 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局

本議案では、全国農業委員会からの依頼に基づき、農業委員会の法令遵守について、再確認していただき、「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」の内容の決議を行うものとなります。

まず、県より提供いただいた近年の不祥事の例をいくつかご紹介いたします。

(事例紹介)

このように他県の農業委員会の例ではありますが、全国的に農業委員会の不祥事が続けて発生しています。行政委員会である農業委員会は、法令遵守による公正・公平な職務遂行、農地制度の適正執行に努めなければなりません。

続いて、「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」の内容を読ませていただきます。

(「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」朗読)

以上となります。この決議を通じて、法令遵守の重要性を再確認し、農業委員会の信頼性を保つために、再度意識していただければ幸いです。

第46号議案につきましては以上です。

議長

事務局の説明は終わりました。第46号議案について、ご質疑はございませんか。

(質疑なし)

議長

特にご質疑もないようでありますので、推進委員の皆様ご意見はございま

せんでしょうか。

(意見なし)

議長

特にご意見もないようでありますので、質疑を終結し、採決を行います。
第46号議案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第46号議案は原案のとおり承認することに決しました。

(報告事項)

議長

続きまして報告事項に移ります。一括して事務局から説明をお願いします。

事務局

報告第29号、30号 農地法第4条第1項第7号の届出については1件、
農地法第5条第1項第6号の届出については6件ありました。面積等は記載
のとおりです。

報告第31号 生産緑地の斡旋については2件ありました。本件は、所有者から買い取り申し出があり、市等において買い取りをしないことになったため、生産緑地法第13条に「生産緑地において農林漁業に従事することを希望する者がこれを取得できるように斡旋することに努めなければならない。」とされていることから、都市計画課より情報提供があったもので、斡旋の希望があれば、9月30日の火曜日までに事務局にお知らせください。報告事項につきましては以上です。

議長

事務局の説明は終わりました。報告事項について、ご質疑等はございませんか。

(質疑なし)

議長

特にご質疑もないようでありますので、推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。

(意見なし)

議長

本日付議されました案件は全て議了いたしました。

これにて、瀬戸市農業委員会 9 月定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。